

◇特例の根拠規定

○医療法 30 条の 4

- ⑧ 都道府県は、第十三項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十二号に規定する基準病床数とみなして、病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

○医療法施行令 5 条の 3

法第三十条の四第七項 に規定する政令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 急激な人口の増加が見込まれること。
 - 二 特定の疾病に罹患する者が異常に多くなること。
 - 三 その他前二号に準ずる事情として厚生労働省令で定める事情があること。
- ② 法第三十条の四第七項 に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定基準又は前条第二項の規定に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。
- ③ 法第三十条の四第七項 に規定する政令で定める区域は、同項 の申請に係る基準病床数を算定することとされた区域（次条第三項において「基準病床数算定区域」という。）とする。
- ④ 法第三十条の四第七項 に規定する政令で定める申請は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請とする。

○医療法施行規則（省令） 30 条の 32

令第五条の三第一項第三号 に規定する厚生労働省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 山間地、離島等の交通条件に恵まれない地域において病院の病床又は診療所の療養病床の確保が必要になること。
- 二 その他前号に準ずる事情として厚生労働大臣が認める事情があること。

○通知（H10.7.27 指第 45 号）

第 3 医療法施行規則第 30 条の 32 第 2 号に基づく厚生労働大臣が認める事情について

次に掲げる場合を、同条 2 号に規定する「その他前号に準ずる事情として厚生労働大臣が認める事情」がある場合として取扱うとともに、・・・都道府県医療審議会への諮問、厚生労働大臣の承認等の手続については、・・・平成 10 年 6 月 1 日付・・・厚生省健康政策局長通知・・・によるものとする。

- 1 略
- 2 その他特別な事情が認められる場合
 - (1)(2) 略

- (3) 複数の公的医療機関等（法第 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる者が開設する医療機関をいう。以下同じ。）を含め、医療機関を再編統合する場合（二次医療圏を越えて行う場合も含む。）にあっては、再編統合後の複数の医療機関の〔要件①〕病床の数の合計数が、再編統合の対象となる複数の公的医療機関等を含めた医療機関の病床の数の合計数に比べて減っていること。

この場合において、公的医療機関等を含めた医療機関の再編統合に当たっては、都道府県において、〔要件②〕当該公的医療機関等を含めた医療機関の役割や公的医療機関等と民間の医療機関との役割分担を含め、医療に関する施設相互の機能分担及び業務の連携を踏まえた対応を行うこと。また、公的医療機関等を含めた医療機関の再編統合に伴って二次医療圏内の病床が非過剰な状態になる場合には、適切な対応を行う必要があること。